

一般社団法人 生命保険協会会長 殿  
一般社団法人 日本損害保険協会会長 殿  
一般社団法人 外国損害保険協会会長 殿  
一般社団法人 日本少額短期保険協会会長 殿

金融庁監督局長 栗田 照久

新型コロナウイルス感染症に伴う金融上の措置について（要請）

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、保険契約者又は保険会社等の事情等により、保険契約者と対面での保険契約の締結手続きが困難な事案が生じることも想定される。

保険会社等においては、当該事案が生じた場合の保険代理店に対する適切な支援を行うとともに、顧客保護の観点から、保険契約の円滑な継続等に支障を来さないよう、保険会社等に対し、下記事項について、保険契約者の状況等を踏まえつつ必要に応じて対応するよう要請する。

記

- (1) 保険料の払込及び保険契約の更新については、猶予期間を設ける等適宜の措置を講ずること。
- (2) (1) にかかる措置について店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り保険契約者等に対し広く周知するよう努めること。
- (3) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページ等に掲載し、顧客に周知徹底すること。

また、新型コロナウイルス感染症に係る金融庁のこれまでの要請についても、引き続きお願いしたい。

(以上)